

豊橋市民病院デジタルサイネージ等 設置・運營業務に係る一般競争入札説明書

【開札日時】 令和8年3月19日（木）午前10時

【開札会場】 豊橋市民病院 第8会議室（管理棟3階）

【入札書等提出期間】

令和8年2月20日（水）～令和8年3月18日（水）

注）上記期間のうち、土曜日、日曜日、国民の祝日及び休日を除く

午前9時～午後5時

【入札書等受付場所】

〒441-8570 豊橋市青竹町字八間西 50 番地

豊橋市民病院 事務局管理課（診療棟3階）担当：杉浦、加藤

電話（0532）33-6365

1 業務の概要

- (1) 業務名
豊橋市民病院デジタルサイネージ等設置・運営業務
- (2) 業務の目的
本業務は、デジタルディスプレイ等を設置し豊橋市民病院（以下「当院」という。）に関する情報や診療待ち時間の負担軽減に資する各種情報に併せて、病院広報やニュース・天気予報等を提供することで来院者へのサービス向上を図ることを目的とする。
- (3) 業務内容
仕様書のとおり
- (4) 契約期間
契約を締結した日から令和 13 年 7 月 26 日まで
ただし、設置期間は令和 8 年 8 月 2 日から令和 13 年 7 月 26 日までとする。
- (5) 病院概要
 - ・施設名 豊橋市民病院
 - ・所在地 豊橋市青竹町字八間西 50 番地
 - ・病院の規模（令和 7 年 4 月現在）
病床数 800 床（一般 780 床、結核 10 床、感染症 10 床）
 - ・1 日平均患者数（令和 7 年度上半期）
入院患者数 633 人／日、 外来患者数 1,917 人／日
 - ・職員数（令和 7 年 4 月 1 日現在） 1,792 人
 - ・外来診療日等
外来診療日 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く毎日
外来診察時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

2 設置場所及び機器等の設置条件

仕様書のとおり

3 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 豊橋市内又はその近隣（ただし、県内に限る。）に本店、支店又は営業所を有し、故障時のメンテナンスや利用者等からのクレームに対し迅速に対応できること。
- (3) 入札公告の日から落札決定までの間、豊橋市から入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 入札公告の日から落札決定までの間、「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長、愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 国税、愛知県税及び市区町村税が未納でないこと。
- (7) 令和 3 年以降に病床数 200 床以上の病院への広告付きデジタルサイネージ機器設置運営実績（自らが管理・運用するものに限る。）を有していること。
- (8) 設置、維持管理及び撤去等に必要な費用を負担できる企業等であること。

4 質疑回答

質問は、令和 8 年 2 月 27 日（金）正午までに豊橋市民病院事務局管理課に質疑書（様式第 1）を電子メール又は F A X により送信し、必ず電話にて到達確認を行うこと。回答は令和 8 年 3 月 4 日（水）までに豊橋市民病院ホームページ上に掲載する。

5 入札書等の提出方法及び提出期限等

- (1) 入札書等の提出方法
提出書類を持参または郵送すること。

※郵送の場合は書留郵便又は配達記録に限る。

- (2) 提出期限
令和8年3月18日（水）午後5時まで（必着）
- (3) 提出先
豊橋市民病院 事務局管理課
- (4) 提出書類
ア 入札書（様式第2）※入札書用封筒に厳封すること。
イ 設置実績一覧（様式問わず）
ウ 企画提案書（設置する機器や配信するコンテンツの内容が確認できるもの）
エ 証明書類 ※写し可
＜法人の場合＞・・・履歴事項証明書（発行日から3か月以内のもの）
＜個人の場合＞・・・住民票（発行日から3か月以内のもの）
前年の確定申告書
オ 国税、愛知県税及び市区町村税に未納がないことが分かる証明書（発行日から3か月以内のもの）※写し可

6 入札に関する注意事項

- (1) 入札書は指定の入札書（様式第2）にて作成すること。
- (2) 入札金額は、設置期間中の行政財産目的外使用料（広告掲載料を含む）の総額を記入すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 提出した入札書は書換え、引換え、又は撤回することはできない。
- (5) 入札金額はアラビア数字（算用数字）で記載すること。
- (6) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 豊橋市契約規則（昭和39年規則第11号）第39条第1号から第7号に該当する入札
イ 入札書の金額を訂正したもの
ウ 虚偽の事実を記載した者のした入札
エ 担当職員の指示に従わなかった者の入札
- (7) 入札が無効になった者は、再度入札には参加できない。
- (8) 入札は、参加者が1者の場合でも実施する。

7 入札保証金

免除

8 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は延期することがある。

9 開札の日時及び場所等

- (1) 日時
令和8年3月19日（木）午前10時
- (2) 場所
豊橋市民病院 第8会議室（管理棟3階）
- (3) 落札候補者の決定方法
開札を行い、予定価格以上の入札書記載額のうち、最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とする。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、抽選により落札候補者を決定する。

開札の結果、予定価格以上の入札がない場合は、再度提出期限を定めて入札（原則として2回を限度とする。）を行う。

(4) 落札者の決定

落札候補者について、入札参加資格の確認を行い、適格者を落札者とする。確認の結果、不適合者の場合は、その者のした入札を無効とし、次順位者又は無効となった落札候補者の次に高い価格で入札した者を新たな落札候補者とし、以後これを繰り返すものとする。

(5) 開札結果の公表

落札者が決定した場合、落札者あて通知するとともに、豊橋市民病院ホームページ上に掲載する。

10 その他

その他定めのない事項は豊橋市契約規則によることとする。

11 問合せ先

豊橋市民病院 事務局管理課（診療棟3階） 担当：杉浦、加藤

〒441-8570 豊橋市青竹町字八間西50番地

電 話 （0532）33-6365

FAX （0532）33-6177

メール hosp-kanri@city.toyohashi.lg.jp